災害支援物資購入金募集および管理規程

（目的）

第 1 条 一般社団法人横浜市私立保育園こども園園長会（以下「当法人」という）は、激甚災害などで被災された保育施設の方々の支援および被災地の復興に寄与するため、広く社会から災害支援物資購入資金（以下「支援金」という）を募集し、これを適正に管理・執行することを目的として本規程を定める。

（募集期間）

第 2 条 各対象支援金の募集期間は、当該被災地の状況を勘案し、理事会の判断により期間を別に定める。

（使途および寄付先）

第 3 条 お預かりした支援金は、その全額を災害が起きた場所の保育園、認定こども園、小規模保育園等に対し、運営に必要な物資として直接届けられるものとして拠出（寄付）する。

（会計処理および税務上の取り扱い）

第 4 条

1、 本募集により受け入れた支援金は、すべて被災地および被災者への拠出を目的とした「預り金」として会計処理を行い、当法人の収益事業における売上（収益）には

算入しない。

2、 前項の預り金は、当法人の本来の事業に係る事業資金（一般会計）とは明確に区分し、次の専用銀行口座（以下「支援金口座」という）において分別管理を行う。

- 金融機関名：ゆうちょ銀行　　店番：〇九八　(098)
- 口座種別・普通　０６２２２１７
- 口座名義：ｼｬ）ヨコハマシシリツホイクエンコドモエンエンチョウカイ

3、 支援金口座において生じた受取利息がある場合は、これを支援金元本に組み入れ、寄付原資に含めるものとする。

（経費等の取り扱い）

第 5 条 支援金の送金・移動にかかる振込手数料や事務手続きに要する費用は、当法人の一般会計（自己資金）より支出し、お預かりした支援金は支援物資購入、発送費用のみに拠出する。

（拠出時の処理と証憑の保管）

第 6 条

1. 支援金口座から寄付先へ送金を行った際は、当該送金額をもって預り金を取り崩す処理を行う。
2. 前項の送金に際し、送金証明書、振込受領書、または寄付先が発行する領収書（受

領書）を確実に取得し、税務監査等の証憑（しょうひょう）として、本基準施行後10年間大切に保管しなければならない。

（残余金の処理）

第7条 募集期間終了後に、為替レートや端数処理等の関係で1円未満等の残余金が生じた場合、または目標額を超過した場合は、被災地で活動する他の支援団体への寄付、または今後の災害復興支援活動の資金として全額を有効に活用する。

（報告および開示）

第8条 当法人は、募集期間終了後、速やかに受領した支援金の総額および支援物資購入、寄付先への送金実績を、当法人公式ウェブサイト等にて速やかに公表し、透明性を確保する。

（寄付金控除に関する周知）

第9条 当法人への募金は、税法上の寄付金控除（優遇措置）の対象外となる。当法人は、募集要項等の周知において、寄付者に対してあらかじめその旨を適切に案内しなければならない。

附則

本規程は、令和8年　10月　1日より施行する。